

職 員 及 び 規 定

1. 所 在 地

防 災 研 究 所 京都市左京区吉田本町
電吉田⑦4111 内線820, 821
宇治川水理実験所 京都市伏見区横大路下三栖
電伏見 ⑩ 563, 4790

2. 職 員 (昭和37年 2月 1 日現在) (同職中の氏名は就職順)

所 長	理博	佐 々 憲	三
教 授	工博	村 山 朔	郎
"	工博	矢 野 勝	正
"	工博	石 崎 潑	雄
"	工博	岩 垣 雄	一
"	工博	石 原 安	雄
"	理博	一 戸 時	雄
"		吉 川 宗	治
(併任)	理博	松 下	進
"	工博	石 原 藤	次 郎
"	理博	友 近	晋
"	理博	佐 々 憲	三
"	工博	棚 橋	諒
"	理博	速 水 頌	一 郎
"	理博	西 村 英	一 郎
"	工博	山 田 彦	児
"	理博	三 木 晴	男
助教授	工博	足 立 昭	平
"	工博	小 堀 鐸	二
"	理博	岸 本 兆	方
"	理博	高 田 理	夫
"		金 多	夫
"	京大工博	柴 田	徹
"	農博	角 屋	睦
"	京大理博	三 雲	健
"		樋 口 明	生
"		土 屋 義	人
"		南 井 良	一 郎
"		高 棹 琢	馬
(併任)	工博	若 園 吉	一
"	理博	久 保 寺	章
"	"	国 司 秀	明

"	"	理博	山 元 龍 三 郎
"	"	工博	芦 田 和 男
"	"	工博	岩 佐 義 朗
"	"	理博	岡 野 健 之 助
"	講 師	理博	松 島 昭 吾
"	"		和 田 卓 彦
(非常勤)	"		安 藤 直 次 郎
"	"		奥 田 節 夫
"	"	京大工博	樫 木 亨
"	"		畠 山 直 隆
"	"		大 同 淳 之 夫
"	助 手		大 川 村 純 夫
"	"		吉 川 圭 三
"	"		藤 原 俊 郎
"	"		吉 田 幸 三
"	"		今 尾 昭 夫
"	"		柿 沼 忠 男
"	"		田 中 寅 夫
"	"		光 田 寧
"	"		松 岡 輝 昌
"	"		西 勝 也
"	"		米 村 正 己
"	"		橋 爪 道 郎
"	"		輕 部 大 蔵
"	"		井 上 雅 夫
"	"		中 野 正 吉
(併任)	"		大 塚 道 男
"	"		中 川 一 郎
"	"		加 茂 幸 介
"	"		加 田 中 豐
"	"	理博	島 通 保
"	"		菊 池 茂 智
"	事務官		高 田 喜 三 次
"	"		舩 越 芳 造
"	"		牧 義 彦
技 官	"		北 村 俊 吉
"	"		谷 泰 雄
"	"		西 正 男

事務員	柏山慈子
"	藤田健男
"	津島明子
技術員	津嶋吉男
"	小林年夫
"	小井繁一
"	久下元一
"	角田吉弘
"	中村俊造
"	人見哲夫
技能員	小泉信三
"	多中勝美
"	北川吉男
"	藤井伸蔵
"	羽野淳介
用務員	勝木こま
事務補佐員	阿閉裕子
"	桐村富士夫
"	中川敦之
技術補佐員	土屋祥子
"	桐村義昭
技能補佐員	小林誠勝
"	山田枝子
"	石田光久
"	長谷川丹子
"	平賀太郎
"	村川京子
"	松尾成光
"	園田忠惟
"	松村律子
"	辻本行雄
"	永田敏治
見習員	村尾紘一
3. 協議員	
教授	佐々憲三
"	村山朔郎
"	矢野勝正
"	石崎潑雄
"	岩垣雄一
"	石原安雄
"	一戸時雄
"	吉川宗治
"	松下進

"	石原藤次郎
"	友近晋
"	棚橋諒
"	速水頌一郎
"	西村英一
"	山田彦児
"	三木晴男
"	林重憲

4. 規 程

京都大学防災研究所協議員会規程

(昭和26年11月8日制定)
(昭和29年5月22日改正)

第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議員会を置く。

第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

2 所長が特に必要と認めたときは、協議員会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。

第三条 所長は、協議員会を招集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する。

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ、開会できない。

第五条 議事の方法は、協議員会で定める。

第六条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

第一条 本所の研究に關係のある学理的問題の解明を委託しようとする者があるときは、その研究の委託に応ずることがある。

第二条 研究を委託しようとする者は、所長を経て、総長に願ひ出なければならない。

第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長は、その研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。

第四条 受託者は、受託研究に要する物件費、人件費その他の経費を指定の期間内に前納しなければならない。但し、特別の事情があると認めたときは、分納を許可することがある。

2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究受託は、取り消すものとする。

第五条 一旦納付した研究費は、返還しない。

2 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得ないときは、研究費の一部又は全部を返還することがある。

第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は、研究成績を委託者に通知すると共に研究担当者名を以て公表することができる。

第七条 この規程施行に関する細則は、総長の認可を得て所長が定める。